

## iNat 公募説明会（2026年6月30日実施）Q&A

**Q1：iNatのスキーム1：研究機関派遣型への申請について、申請主体は代表研究機関からとする方が良いのでしょうか、事業化推進機関からとする方が良いのでしょうか？**

A1：スキーム1：研究機関派遣型の申請要件の1つに、「競争的な公的資金が投入された（又は投入される予定である）国プロを推進する代表研究開発機関等であること」との要件がございますので、代表研究機関から行われた申請でなければ申請要件を満たさないこととなります。従いまして、申請主体は代表研究機関からとしてください。

**Q2：iNatの申請書には、希望支援内容及び希望支援日数を記載することとなっておりますが、実際に支援を受ける際に、各希望支援内容の支援日数がずれることが許容されるものなのでしょうか？また、実際の支援の進捗に応じて、申請した支援日数を数日超過すること等のずれは許容されるのでしょうか？**

A2：申請書に記載の希望支援内容及び希望支援日数は、採択を行う際の基礎情報となるものでありますので、実際に支援を行う際の各希望支援内容の支援日数を拘束するものではありませんが、日数の選択に悩む場合は、事務局へご相談ください。

一方で、全体の支援日数は、採択の際に、申請された希望する支援内容に対して適切な支援日数となるように考慮して、INPITが決定いたします。全体の支援日数の超過は認められません。

**Q3：知財PDの支援により取得した特許の国プロ参画機関間での権利の分配はどのようになるのでしょうか？**

A3：知財PDの支援の有無に関わらず、国プロにおいて取得した権利の取り扱いが国プロ参画機関間での合意に基づき決まりますのでお答えすることはできません。

なお、本事業では、申請者の要望に応じて、プロジェクトに関連する知財（フォアグラウンド・バックグラウンドIP）の取扱い指針（知財ポリシー等）・取扱い手続きのルール（発明届等）策定、知財契約、管理体制、実務運用への助言等に係る支援を行うことが可能です。

**Q4：採択された国プロが基礎研究段階であるため、例えば国プロの資金提供元等の公的な承認を受けた社会実装のロードマップが存在しない場合、プロジェクトリーダーが作成したロードマップを提出しても良いのでしょうか？**

A4：問題ありません。